

広報



No.263

とくち

1977 9/5

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷



▲ 徳地一の長寿者 西本ミチヨさん(96歳)を町長が訪問、記念品を贈り長寿をお祝いしました。

(大変お元気で病気もせず、お話しも若い者にはまけないはっきりしたお話が出来、たのしい毎日をお過しです。)

③ 夜間ににおける交通事故の防止

② シートベルト着用の推進

① 歩行者、自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止

運動の重点目標

秋の
全国交通安全運動
9月21日～30日まで

町の人口

(7月末日現在) 前月対比

世帯数 3,377世帯 0世帯

人口 11,872人 + 4人

男 5,809人 + 4人

女 6,063人 0人

自然増減 - 2人 (出生 9人死亡11人)

社会増減 + 6人 (転入26人転出20人)

(資料…住民基本台帳調べ)

最近の農業は、社会情勢の変化を反映して農村においても兼業化や混住社会化等によつて農地の利用調整、農業の担い手問題、農業経営や生活環境問題等いろいろな諸問題を解決しなければならないことがたくさんあります。

そこで、専業農家や兼業農家を問はず地域ぐるみでこれらの諸問題を部落段階から話し合いを行い農業に取り組む人達の創意と工夫によりその地域に合った施策を行政に反映させて新しい村づくりを推進しようとする事業を「地域農政特別対策事業」といいます。

この事業は、推進活動と整備事業の二本の柱からなっています。町では、昭和五十二年度から三年この推進活動の事業を行います。

◎この推進活動の事業は① 地域農家の自主的な意向に基いて集落または部落ごとに話し合いを重ねその地域の諸問題の解決と、地域農業振興についての検討を進める推進活動事業と② 農業生産の拡大をはかるため農地の流動化、利用調整等を農地法の適用を受けずに短期(概ね三年位)で自由にできる貸貸借を促進する農地利用増進事

一 地域農政特別対策事業 一

業の二つからなっています。

◎次に整備事業は

一、小規模土地基盤整備

二、機械の共同利用

三、當農集団活動促進助成

四、小作料一括前払助成

等の各事業が行はれることにな

っています。

この整備事業は、はじめにべ

た推進活動事業を実施して農用地

利用増進事業の成果があり、これ

からの農業振興が見込まれる地区

中小企業退職金共済制度を

ご存知ですか



中小企業退職金共済制度は、国の援助で大企業などの魅力ある退職金が確実に支給できるようになります。

しかし、退職金制度があつても年金や厚生年金などの公的年金の収入金額から、給与所得控除のほかに七十八万円が控除できます。

◎ 生計を一にする七十歳以上の親族で、所得が一定額以下の年寄り扶養している人は、扶養控除にかえて老人扶養控除と

して、所得金額からお年寄り一人当たり三十五万円を控除できます。

◎ 納税者本人や扶養している家族で、心身に障害のある人がいるときは、障害者控除として一人当たり二十三万円(重度の障害者については三十万円)を所得金額から控除できます。

障害者と税金
お年寄りや心身障害の方は、皆でいたわりたいものです。

① 月々わづかな掛金で将来多額の退職金を確実に支給することができます。
② 国の制度ですから安全確実です。

税務署ニュース

児童扶養手当 特別児童扶養手当額・支払期月

等が改正されました。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、手当額、支払期月が次のように改正されました。

障害程度 一級 二級 三級 五級	現行 五百〇〇円 五百〇〇円 五百〇〇円 五百〇〇円
障害程度 一級 二級 三級 五級	現行 五百〇〇円 五百〇〇円 五百〇〇円 五百〇〇円

児童扶養手当と同様です。

手当額の増額 (五十二年八月から)	現行 五百三十 年十二月から
支払期月 支払期月 支給月分 支給月	支給月 支給月分 支給月
児童一人 のとき 一七、六〇〇円	児童一人 のとき 一九、六〇〇円
児童二人 のとき 一九、六〇〇円	児童二人 のとき 二二、五〇〇円
児童三人 以上 のとき 四〇〇円加算	児童三人 以上 のとき 現行どおり

支払期月の変更

◎対象となる児童
の公的年金を受けることができる者には支給されない。

◎対象となる児童
の誕生日の前日までの児童

十八歳(昭和五十一年十月から五十三年三月三十一日までの間は昭和三十五年四月二日以降生まれの者の)の誕生日の前日までの児童

ただし、今年度十二月期の支払いは九、十、十一月の三ヶ月分が支給されます。

なお、十二月期の支払いは郵便局窓口へ請求すれば十一月十一日から受取ることができます。

特別児童扶養手当

児童一人 につき 現行(月額) 八月から(月額)
手当額の増額

◎対象となる児童
二十歳未満であつて精神または

精神に障害のある児童の生活向上に役立てるため、その児童を監護する父もしくは母または父母にかわつてその児童を養育しているにも手当が支給されます。

厚生年金法等の一部改正が行われました

厚生年金保険法等の一部が改正され八月一日から施行されました。早くうけられるようになつた

障害年金

特に児童扶養手当は身体または精神に障害のある児童の生活向上に役立てるため、その児童を監護する父もしくは母または父母にかわつてその児童を養育しているにも手当が支給されます。



募金運動のお礼

基金額 四五二、四七〇円

町内の皆様、私ども、更生保護婦人会におきまして、先般「社会を明るくする運動」期間に際し、募金をお願いいたしましたところ多くの皆様方から絶大なご協力を

このたびの募金をこうした主旨のもとに実施いたしましたもので、集りました淨財は更生保護事業の運営資金に不自由をしておられる町の保護社会を優先的に、そして県下の保護会、その他の数ヶ所の施設へそれぞれ少額づつではあります、が贈呈して社会を明るくする活動資金に役立てていただきました。募金額並びに贈呈額は次のとおりあります。

ここに誌上を掲載いたします。衷心厚くお礼申し上げます。
なお、この募金につきまして婦人会、並びに一部の方々には一方ならぬお手数をおかけしましております。どうもありがとうございます。
した。

◎募金総額 四五二、四七〇円
◎募金所要経費 四八、一九〇円
◎対象者並びに家族への支援予備金 六〇、〇〇〇円
◎町保護司会への献金 一五〇、〇〇〇円
◎会員研修補助費 四二、二八〇円
◎県下の更生保護会、施設への献金 一二〇、〇〇〇円
◎会員研修補助費三三、〇〇〇円
◎会活動補助費 四二、二八〇円
◎会活動補助費 四二、二八〇円

その請求の翌月の分から障害年金がうけられます。
昭和四十七年八月一日以後に初診がある方で、過去において障害年金がうけられる障害の程度ではなくつたが、現在法律の定める程度の障害の状態にある方は、初診日から五年以内に請求すれば障害年金がうけられます。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所へおたずねください。

新設された

事後重症制度

昭和五十二年八月一日からは、新たに事後重症制度が実施される。疾認定日においては法律に定める程度の瘡疾の状態にない方であつても、その後症状が悪化して初診日から五年以内に法律に定める程の瘡疾の状態に該当したときはこの期間(五年)内に請求すれば

重度の瘡疾の状態にある児童(一級)または中程度の瘡疾の状態にある児童(二級)が対象児童となる。ただし、瘡疾を支給事由とする年金を支給される児童や児童収容施設等に入所している児童は支給対象となりません。

なお、詳しい事は町民課民生第一係(有線五九四一)へおたずねください。

「社会を明るくする

いたしました、誠にありがとうございました。
更生保護婦人会と申しますのは罪を犯した人や非行のあった青少年の更生をはかる国の更生保護事業に協力し、また地域内から犯罪や非行少年を出さないようにするための予防活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会をつくろうとする篤志婦人の集まりであります。このたびの募金をこうした主旨のもとに実施いたしましたもので、集りました淨財は更生保護事業の運営資金に不自由をしておられる町の保護社会を優先的に、そして県下の保護会、その他の数ヶ所の施設へそれぞれ少額づつではあります、が贈呈して社会を明るくする活動資金に役立てていただきました。募金額並びに贈呈額は次のとおりあります。

ここに誌上を掲載いたしました。衷心厚くお礼申し上げます。
なお、この募金につきまして婦人会、並びに一部の方々には一方ならぬお手数をおかけしましております。どうもありがとうございます。
した。

◎募金総額 四五二、四七〇円
◎募金所要経費 四八、一九〇円
◎対象者並びに家族への支援予備金 六〇、〇〇〇円
◎町保護司会への献金 一五〇、〇〇〇円
◎会員研修補助費三三、〇〇〇円
◎会活動補助費 四二、二八〇円
◎会活動補助費 四二、二八〇円

9月15日は敬老の日です



お年寄りを
たいせつにしましょう

中村	阪本	山根	水津	桑原	増田	吉松	トメ	河野スミヨ	三輪	藤本	峯槌	八坂	(下八坂中)	
有近	下瀬	中村	中村	吉松	吉松	吉松	トメ	山内	ハナ	ハナ	(木地屋)	(船東)	(下庄)	(夏焼下)
チヨ	亀一	武一	千鶴	勘一	夕子	定政	松一	シナ	タメ	タメ				(伏野下)
(徳行)	(二の宮)	(西川)	(上庄方)	(中村)										
(藏場)														
島地														

敬老の日前後には各地で敬老会が開催されますが町民の皆さんも老後の理解を深め健康で生きがいのある地域社会を築くために地域ぐるみ、さらには家族ぐるみでお年寄りをあたたかく包みこみ励んで祝つてあげましょう。

また、敬老の日は各地区で行事が計画されていますので、みんなで祝つてあげましょう。

町内の高齢者、米寿者（八十八歳）は次の方々です。

ご長寿おめでとう

ござります

◎高齢者

西本ミチヨ（八十六歳）本町

														老 年 福 祉 年 金 受 給 申 請 手 續 事 項				
														申 請 手 續 事 項				
														申 請 手 續 事 項				
鯖 河 串 内	上 村	島 地上	島 地下	藤 木	山	岸	伊 賀 堀	小 古 祖	深 谷	八 坂 上	八 坂 下	三 谷	引 谷	船 路 東	船 路 西	野 谷	柚 木	ク ラ ブ 名 人
																		15 日
																		日 時
11 タ 00	10 ・ 00	11 ・ 00	13 ・ 00		10 ・ 00	11 ・ 00				10 ・ 00	9 ・ 30							場 所
各 部 落 每	島 地中 体 育 館	山 地 中 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館	八 坂 公 民 館								

敬老会日程表

◎六十五歳以上のお年寄り	一九一名
○柚野地区	五二二名
○八坂地区	五六六名
○出雲地区	四三五名
○島地地区	一七四名
○串地区	一九九八名
(順序不同、敬称略)	

敬老の日は、すべての人が老人福祉についての関心と理解を深めかつ、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために制定されています。

田坂ヨシノ 山崎義一 森氏タヨ
(蔵場) (下藤木) (上藤木)
(上角二区)

老齢福祉年金の請求もれはありませんか

老齢福祉年金は、七十歳（障害の状態にある人は、六十五歳）以上のお年寄りに支給される年金です。

しかし、この年金は、費用を全額国が負担しているため、ある種の制限を設けています。

それは、本人が他の制度から一定額以上の年金を受けている場合や、本人、もしくは、家族の人における程度の収入額があるときは、老齢福祉年金の受給を全額遠慮してもらうか、又は、一部だけ受給することで我慢してもらう、といふことです。

しかし、これらの制限は毎年緩和されており、山口県でも、これらの制限によって、老齢福祉年金を受けられない人は毎年少なくなっています。

※ 受けている年金が戦争公務に基づく公務扶助料、増加恩給などであつて、かつ、その年金を受けている人が大尉以下の旧軍人または、その遺族等であるときは、年金の全額が支給されます。なお、老齢福祉年金額は、二年八月から、月額一万五千円になります。

「あすの山口県」への提言募集



あすの山口県への提言、要望、意見など

原稿様式

字数、用紙、様式は自由、(八
ガキにても可)
住所、氏名、職業、年令、男女
別を明記、表に「山口県への提言」と朱書のこと
送り先

山口市滝町一の一

山口県企画課

県では、次の要領で山口県への提言、要望を募集します。

ただし、徳地町に設置している「知事への提言箱」に投函されてもよろしい

しめきり

九月末日

あなたも老齢福祉年金が受けられるのではないか。七十五歳（障害の状態にある人は、六十五歳）以上にになっておられる人で他の制度から年金を受けている人は、年金係に行かれて、老齢福祉年金の請求手続きについて相談をしてください。

※ 受けている年金が戦争公務に基づく公務扶助料、増加恩給などであつて、かつ、その年金を受けている人が大尉以下の旧軍人または、その遺族等であるときは、年金の全額が支給されます。なお、老齢福祉年金額は、二年八月から、月額一万五千円になります。

お知らせ

町職員採用初級試験

町では、次のとおり職員採用試験を行います。

△試験職種・採用予定人員

試験職種	採用予定員	職務の概要
土木建築	保母 若干名 一名	立保育所における専門業務 町長部局における専門業務

△受験資格

保母＝昭和28年4月2日から昭和33年4月1日までに生れた者で、保母資格を有する者、又は昭和53年3月までに当該資格を取得する者。

土木建築＝昭和27年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者。

△受験手続

受験申込者は、徳地町役場総務課に請求してください。郵便で請求する場合は五十円の切手をはり、あて先を明記した返信封筒を



健康優良児童表彰を受賞

おめでとう

中央小六年 藤本孝君

町教育委員会では、町内小中学校の対象児童生徒のうち健康優良児童生徒と認められる児童生徒を

吉佐教育事務所（地区審査会）に

推せんしましたところ中央小学校六年藤本孝君が吉佐管内健康優良児童として認められ七月一日表彰されました。

第十四回

「山口県芸術祭」開催

県では、芸術文化の振興をはかるため次の日程により「第十四回山口県芸術祭」を開催します。多数の一般参加を希望しています。

家事問題等相談会

山口家庭裁判所のご協力のもとに九月十六日（金）午前十時から午後三時まで、山村開発センターで家事問題等について、無料相談会を開きます。

夫婦関係、親子関係、相続その他家庭内、親族間の諸問題について、お気軽に相談にお出かけください。

○夫婦間の問題

性格の相違、異性関係、生活費の分担、同居に応じない、暴力をふるう、飲酒浪費する家族との折り合いが悪い等による夫婦間のもめごと

○親子間の問題

養子縁組、離縁、親権者の変更、後見人、親と子の氏の相違、人の能力の問題

○扶養の問題

心神喪失、心神耗弱者、浪費者、行方不明のものについて

○老人その他の親族の扶養

相続の問題、遺言、相続分、遺留分、相続の放棄、限定承認、遺産分割、相続人の廃除

○戸籍の問題

改氏改名、無戸籍、戸籍と実際が違う場合

○その他、家庭内、親族間の諸問題

なお、当日は月例の「心配ご相談」と併せて開設されますので

その他何でもご相談に応じますからご利用くださいますようご案内いたします。

「郵便貯金」の

はたらき

郵便貯金は、創業以来常に国民の経済生活に結びついて広く利用され、その貯金高は三十二兆円に達しています。

この郵便貯金として預けられた資金は、国の財政投融資の主要な原資として各方面に融資され、国民の暮らしに關係の深い住宅、学校、病院の建設公害の防止、生活環境の整備、道路、鉄道の建設、中小企業、農林漁業の近代化など

福祉の増進や公共資金の充実に大きな役割を果しています。

郵政省では、このように郵便貯金が国民の生活環境の改善に役立っていることを広く国民の皆さんに周知し郵便貯金に対するご理解と協力ををお願いするため、本年

度も「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」を十月一日から一ヶ月間全国で実施します。

早めに納付いたしましょう。

国民健康保険税 三期分

九月の税金

（堀郵便局より）

山口調停協会
徳地町社会福祉協議会

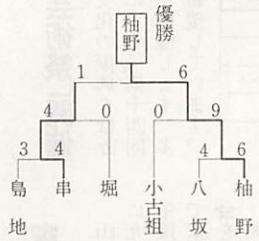
▼町子ども会夏季球技大会

町子ども会育成連絡協議会では、8月21日町内の各地区子ども会及び育成者が一堂に集まり、その連帯と友情を深め、スポーツをとおし自主性、協調性ならびに社会性を身につけ、今後の子ども活動の充実、振興をはかるとともに親睦をはかるを目的に球技大会を行い各球技とも熱戦をくり広げソフトボール小学校の部では柚野小、中学校の部では柚野中、また、インディアカ（女子）中学校の部では柚野中育成者の部では島地(A)がそれぞれ優勝しました。

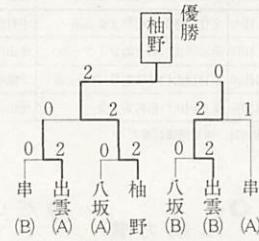


組合せと結果

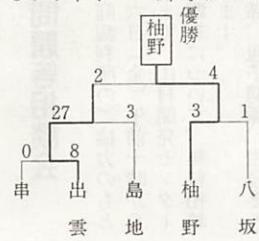
○ソフトボール(小学校の部)



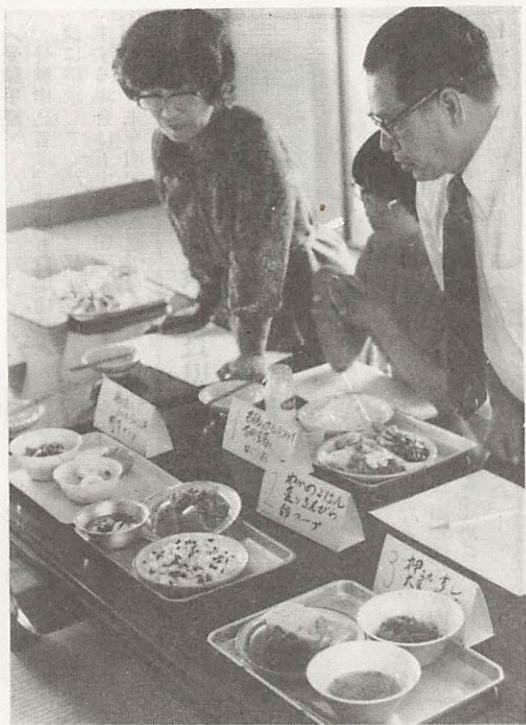
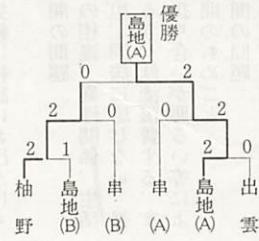
○インディアカ(中学校の部)



○ソフトボール(中学校の部)



○インディアカ(育成者)



▲町内学校給食調理コンクール

8月18日山村開発センターで、学校給食の食事内容の充実向上と多様化、高度化を計るため調理人による調理技術の研さんと意欲の高揚に資するため行ったもので調理人14名が参加し、出品点数8点、そのうち3点、通常献立の部で串小、課題献立の部で八坂小、堀中がそれぞれ選ばれ吉佐調理コンクールに出品されることになりました。

審査は、教育長、小学校長代表、中学校長代表栄養職員、給食主任、養護教諭が当りました。

自衛官に採用されると、二等陸士、二等海士、二等空士に任命され、陸士は二年（技術関係は三年）、海上、航空は三年を一期間として任用されますが、永続勤務希望者は特別の支障がない限り、二年を任期として継続して再任用されます。そして本人の努力次第で選抜試験にパスすれば順次、曹、幹部に昇任できます。

上級学校の卒業資格を得たい人は、定期制、夜間部への通学や通信教育もうけられます。志願希望者は、町役場町民課又は自衛隊山口地方連絡部へおたずねください。

自衛官募集

△二万円

大字野谷字祖父の井関 勇さんから、ご尊父、故儀一さんの消防団退職金の一部を社会福祉のためにと

△五千円

大字野谷字祖父の井関 勇さんから、ご尊父、故儀一さんの香典返しの一部として

△二万円

大字船路字屋敷の安田忠雄さんから、奥様、故恭子さんの香典返しの一部として

△一万円

大字岸見字麻生の藤村光正さんから、ご母堂、故ハツさんの香典返しの一部として

△一万円

防府市小川写真館から社会福祉のためにと

△金一封

大字八坂字三谷川中の有近照隆さんから、ご母堂、故ツネ子さんの香典返しの一部として

△三万円

大字堀字旭の益田克彦さんから、ご尊父、故克郎さんの香典返しの一部として

△三万円

防府市天神町二丁目二一二三タクミカメラ店、山下静夫さんから老人福祉事業のためにと

いざれも、ありがとうございました。社会福祉事業に役立っています。

西急銀行